

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨平成26年9月29日次のとおり通知があった。

平成26年10月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

下記「争議行為の目的」の獲得を目的とし、全国労災病院労働組合香川支部と、その相手方である独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院との間の争議

2 日時

平成26年10月20日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸亀市城東町3-3-1

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

下記「争議行為の目的」の獲得のため、あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

記

「争議行為の目的」

- (1) 正規職員の退職補充は正規職員で行うこと
- (2) 産休・育休・長期病欠者の補充を確実に行うこと
- (3) 西4・西5病棟の中勤体制を速やかに4人体制にすること
- (4) 東3病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (5) 西3病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (6) 東4病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (7) 東5病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (8) 東6病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (9) HCUの看護師夜勤体制を中勤3人、夜勤3人体制にすること
- (10) 「看護師1人月8日以内の夜勤」協定を遵守すること
- (11) 新人看護師の夜勤開始時期を採用から6ヶ月以上とすること
- (12) 外来の正規看護師を増員すること
- (13) OP室の看護師を増員すること
- (14) 50歳以上の看護師が夜勤免除を希望した場合、中・夜勤を免除すること
- (15) 理学療法士を増員すること
- (16) 正規薬剤師を増員すること
- (17) 栄養管理室の職場環境を充実し、調理師を正規職員にすること
- (18) 電気士の退職補充を正規職員で補充すること
- (19) 電話交換手の退職補充を正規職員で補充すること
- (20) 電話交換業務を充実させること
- (21) 中央検査部の交替制勤務について

嘱託職員は、夜勤、休日勤務はおこなわないこと

55歳以上の職員は、夜勤、休日勤務を免除とすること

夜勤は原則一人月3回までとすること
夜勤時間を17:15～8:30とすること